

標準コード新規・変更登録手続について(非居住者用)

(2018.2.20 改訂)

I 日本輸出入者標準コードについて

日本輸出入者標準コード(以下「標準コード」という)は、わが国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードです。

標準コードは、日本輸出入者標準コード表として広く公開されており、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のほか、官民の電算システムにおいて活用され、貿易関係手続の簡易化、迅速化に貢献しています。

登録は、任意の申込制であり、1 法人又は1 個人事業者は一つの標準コードが取得でき、その登録内容は、法人名又は個人名と住所(TEL,FAX を含む。)で、随時の変更登録と3 年毎の更新登録によりデータが更新されています。

また、日本輸出入者標準コード表は、CD-ROM 版として有償頒布されています。(個人事業者の場合、申込者がCD-ROM 版に登録事項の全部または一部の掲載を希望しない場合には、当該情報は掲載されません。)

II 登録申込手続

この申込書に基づく申込は、非居住者が関税法第9 5条第2 項の規定に基づき、「税関事務管理人届出書」を税関長に届け出た後、申込書に必要事項を記載し、「税関事務管理人届出書」のコピー(税関の受理印があるもの)及び「手数料(又は銀行振込明細書のコピー)」を添えて、郵送又は持参をお願いします。FAX での申込は受け付けておりませんのでご注意ください。

ご記入いただく前に、以下の記載要領及び当協会ホームページをご覧ください。

(よくある質問 URL: <http://www.jastpro.org/code/yokuarusitumon.htm>)

1 上欄関係

- ① 税関事務管理人届出書に記された非居住者の名称、代表者氏名を記入して下さい。
- ② 代表者氏名の「印」は、署名でも差し支えありませんが、入手が困難であれば省略しても差し支えありません。

2 「1 登録事項」関係

「(1) 非居住者登録事項」関係

- ① 新規登録申込の際には、「登録コード番号」の記入は不要です。変更登録の場合に記入して下さい。
- ② 「非居住者」の名称、住所等は「税関事務管理人届出書」に記された事項を記入して下さい。
- ③ 国税庁より法人番号の発給を受けている場合には、「国税庁長官発行の法人番号指定通知書」又は「国税庁法人番号公表サイト(最新情報ページ)」のコピーを添付して下さい。

「(2) 税関事務管理人」関係

- ① 「税関事務管理人」の名称、住所等は「税関事務管理人届出書」に記された事項を記入して下さい。
- ② 代表者の印は、「税関事務管理人届出書」に押印されたものを使用して下さい。

「(3) 変更事項」関係

- ① 変更事項は、事前に税関に届出て、当該届出書を添付して下さい。
- ② 変更登録申込の際には、「登録コード番号」は必ず記入して下さい。

3 重要事項 CD-ROM 版の「日本輸出入者標準コード表」には、非居住者の名称、住所のほかに、税関事務管理人の名称、住所、TEL、FAX が掲載されます。

掲載を希望しない場合には、当該事項について○印を付けて下さい。○印がない場合には、掲載を了解されたものといたします。

4 「4 登録手数料の支払方法」関係

- ① 新規登録手数料は6,600 円(消費税込)、変更登録手数料は1,350 円(消費税込)です。
- ② 銀行振込の場合には、手数料を振込んだ後(インターネットバンキング可)、登録の申込をして下さい。
- ③ 銀行振込(ATM を含む)の場合、振込んだ際、受け取った振込明細書のコピーを申込書に添付して下さい。インターネットバンキングの場合、振込明細書に対応する画面をプリントアウトし、申込書に添付して下さい。
- ④ 現金の場合には、持参又は現金書留にて郵送して下さい。
- ⑤ 小切手の場合、東京、横浜地区で振出されたもの以外は、取立手数料(840~945 円)の加算が必要です。

III 注意事項

- 1 当協会では受理後、問題がなければ、約10 日前後に税関事務管理人の住所宛に登録通知書を郵送します。
なお、申込者が航空運送事業者、石油税特例納付の承認を受けた者又は製造たばこの特定販売業者に該当する場合は、別途、NACCS センターへの届出が必要です。
- 2 3 年毎に更新登録が必要となります。
更新申込書は登録期限の約3 ヶ月前に郵送しており、更新手続が行われないと登録が抹消されますのでご注意ください。
- 3 登録通知書及び更新案内を郵送しています。郵便物が不達とならないよう看板の掲出等にご配慮願います。

IV 標準コード登録手数料一覧(消費税込)

種類	新規登録	変更登録	更新登録	通知書再発行	通知書英文版発行
金額(円)	6 600	1 350	3 150	1 050	1 050